

【第3回第3部会配付資料】

第3部会別紙2

監視評価における具体的協議事項等(第3部会)

※地方自治法の改正が必要なもの

NO. 1

	検討項目	改善方法	提出会派		問題点・課題(実施・改善する理由)	実施するメリット	実施するデメリット	優先順位	
本 会 議	会期の見直し	イ 議会の会期………通年議会	公明党		・議長に議会の招集権がない現状においては、議会の審議・活動に制限がある。	・臨時議会の招集権が議長にない現状を考えるにあたって、緊急的な事案に対する議会の機動的な対応や議員提出議案の迅速な受理、審議が行える。専決処分の減少。	・首長および執行部職員等の拘束時間の増による影響。		
		カ 年2回あるいは通年議会への会期の見直し	民主党						
		ウ 専決処分の抑制	公明党						
	議長の招集権について	ウ 議長への議会招集権の付与(本会議)	民主党	※					
		ア 議会の招集権………議長への招集権の付与	公明党	※	・議長に議会の招集権がない現状においては、議会の審議・活動に制限がある。	・専決処分の減少。	・首長および執行部職員等の拘束時間の増による影響。		
		キ 議長への議会招集権の付与	無所属	※					
	議決事件の拡大について	ウ 議決事件の拡大	公明党		・二元代表制における議会の責任の拡大。	・首長の施政に対する監視の強化。			
	請願陳情の審査方法の見直し	エ 住民とともに活動する議会にするために、請願・陳情を区別しないで扱う。	共産党						
	質問方法等 の見直し	ア 議会として責務を果たすために提案型の一般質問を行う(代案や解決策を示しての質問へ)	共産党		・議会の内容を市民にわかりやすく行うため、緊張感のある議会運営をする。	・二元代表制を象徴できる。	・経費負担がある。	2	
		イ 質問席を市長の前において一問一答の形式で行う。	共産党						
		エ 答弁者の慣例撤廃(全て)	無所属						
		カ 執行部に対峙した質問席の設置(本会議)	無所属						
	反問権の付与について	イ 執行部への反問権の付与(本会議)	民主党		・現状、議会は議員からの質問とそれに対する執行部からの回答の場となっており、議論、討議する場となっていない。執行部との議論、討議によって政策の決定過程を、より充実したものにするために必要。	・執行部が、議員が提起する政策や質問の意味を正確に把握し、見解を明確にすることができる。 ・議論することにより(深まり)論点が明確になる。 ・執行部と切磋琢磨することにつながり議員・執行部のレベル向上につながる。 ・緊張感が生まれる。	・質問持ち時間の見直しが課題。	2	
		オ 反問権を含めた議会の質問のあり方	公明党		・質問の主旨が執行部に理解されないことや一方的な批判等を防ぐため。	・論点・争点の明確化。	・執行部と議員の関係を考えた場合、有効に機能するかどうか疑問。		
	議員間討議について	ア 議員間討議の拡充(本会議)	民主党		・議会として意思決定する場合、その過程において住民の意思を十分に反映させるために、議員間での十分な議論が必要。 ・議会は、公開のもとに議論、討論する場となることが求められているが、主に議員個人、会派による執行部に対する質問の場となっている。そのため、その質疑の内容に関する他の議員、会派の見解が分かりにくい。	・議会として意思決定を行うための議論が活発になる。 ・議員個人、会派の見解が明確になる。 ・討議を通じて議員間における合意形成を図り、政策提言等につなげることができる。	・本会議、委員会等それぞれの場で、議員間討議の方法、時間のとり方等が課題。	1	
ウ 議員同士で討論を行う議会にして深い討論ができる議会にする。		共産党							
ウ 合意形成、1本化をするために「論点」を整理し議論する		未来創造ちば							
参考人・公聴会制度の活用について	キ 公聴会、参考人制度の積極的な活用	共産党							
	ア 参考人の意見聴取・証人喚問(本会議)	無所属	※	・教育委員は、議会が市長の推薦する委員の方に同意をし、選任されてきたが、その際議会側に与えられる判断材料が乏しい。地方教育行政法では「人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有する者」から選ぶと定められているが、参考資料には推薦者の学歴、経歴などがあるものの、それだけではその方の教育に対する考え方、哲学、熱意などを図るのは困難。教育委員は、その権限の大きさと、それに伴う説明責任の大きさを考えると、定期的な報告会なども必要とすら考えるが、少なくとも選任時の情報をもっと必要。同意すべきか否かの、判断するための材料を、議会に十分に提供してもらう必要がある。	・議会として、責任をもった、同意人事の判断ができる。	・デメリットではないが、要検討として、本会議でのスピーチよりも、委員会や全員協議会などでの本人との質疑の方がよいかもしれない。 またスピーチより文書提出の方が、市民への説明責任という点では、よいかもしれない。	1		

監視評価における具体的協議事項等(第3部会)

※地方自治法の改正が必要なもの

NO. 2

	検討項目	改善方法	提出会派		問題点・課題(実施・改善する理由)	実施するメリット	実施するデメリット	優先順位
委員会	審査方法の見直しについて	カ 常任委員会の審議のあり方	公明党		・常任委員会の審議・議論を活性化させるため。	・常任委員会の審議・議論を活性化させるため。	・議論の混乱。	2
		オ 決算・予算審査の見直し	民主党					
		キ 決算・予算審査の拡充	公明党	・決算・予算審査の拡充のため。		・決算・予算審査の拡充のため。		1
		エ 公会計制度の改革	公明党					
		ケ 予算・決算説明書を議員が読み込みやすいものに改善	公明党	・審査の充実、市民に分かりやすい市政情報の提供。	・審査の充実、市民に分かりやすい市政情報の提供。			
		ク 決算・予算審査の充実、説明書の改善	無所属	・現在の予算(決算)審議書類は、情報が少な過ぎる。決算の提出が遅い。民間なら決算は年度末から3カ月以内。ゆえに予算と決算の連動が見えず、PDCAができない。また単式簿記・現金主義会計のため、未収金や将来債務、減価償却費なども見えない。固定資産台帳との連結もなく、資産(ストック)情報がないため、投資対効果や効率性の判断ができない。事業の羅列となっており、トータル視点や部門別視点が弱い。これらを改めるべき。 ・一方議会側としても、全議員を半分にかけての審査会としているが、説明書が羅列的であるため質問も拡散しがちである。より深い議論をするため、常任委員会同様に小分けにすることを提案したい。また採決も、全肯定か全否定かの二者択一ではなく、部門別に賛否を図るようにするのがよいのでは。ある部門予算は賛成できなくとも、他の部分は賛成でき、採決がスムーズにできる。	・投資対効果の議論が可能 ・トータル視点での経営状況が把握可能 ・決算を踏まえた予算修正が可能 ・きめ細かい賛否がはかれる。	・作成する執行部の負担増。 ・議会側の事前研究が増大すること も含め、審議時間の長期化。	2	
		・予算・決算審査の見直し	自民党	・予算・決算審査について十分な審査を行うため。	・詳細な審査を行うことで政策評価が十分に行える。	時間がかかり、会期が延びる。	1	
	質問席について	カ 執行部に対峙した質問席の設置(委員会)	無所属					
	請願・陳情審査方法の見直しについて	エ 住民とともに活動する議会にするために、請願・陳情を区別しないで扱う。	共産党					
	質問方法等の見直し	エ 一問一答方式の導入(常任委員会)	民主党					
		オ 一問一答方式の導入(委員会)	無所属					
		エ 答弁者の慣例撤廃(全て)	無所属					
		・発言回数の見直し	自民党	・発言回数が制限されており踏み込んだ審査がなされていない。	・審査が深まり、議会機能が強化される。	・執行部の負担が増える。	2	
		・発言回数の見直し	共産党	・常任委員会、特別委員会などにおける発言回数3回の制限をなくす。	・審議が深まる。	・なし(時間がかかる。)	1	
	参考人・公聴会制度の活用について	キ 公聴会、参考人制度の積極的な活用	共産党					
		ア 参考人の意見聴取・証人喚問(委員会)	無所属					
	委員間討議について	ア 議員間討議の拡充(常任委員会・特別委員会)	民主党					
ウ 議員同士の討議の充実(委員会等)		無所属						
ウ 合意形成、1本化をするために「論点」を整理し議論する		未来創造ちば	・委員間同士での十分な討議がなされていない。	・政策論争ができ、審議が深まる。	・時間がかかる。	1		
反問権の付与について	オ 反問権を含めた議会の質問のあり方	公明党		・削除。				

監視評価における具体的協議事項等（第3部会）				※地方自治法の改正が必要なもの				NO. 3	
	検討項目	改善方法	提出会派		問題点・課題（実施・改善する理由）	実施するメリット	実施するデメリット	優先順位	
その他	市政監視評価の強化	エ 公会計制度の改革	公明党		・決算・予算審査の充実、市民に分かりやすい市政情報の提供。	・決算・予算審査の充実、市民に分かりやすい市政情報の提供。		2	
		ア 政策評価シート	未来創造ちば		・三重県議会を参考にすると議会のチェック機能が不十分なため。	・監視機能が強化される。 ・不必要な事業の見直しにつながる。	・執行部に負担がかかる。 ・議員の資質が求められる。		
		イ 議会による事業仕分け	未来創造ちば						
		イ 議員が評議員となつての、事業仕分けの実施（その他）	無所属						
	議会への市民のかかわり方について	キ 議員の地域懇談会などの開催	共産党						
		ク 住民の地域協議会などの自治制度の充実を図り連携する	共産党						
	議会機能・事務局機能の強化について	キ 議会の附属機関・諮問機関設置	民主党						
		ケ 議会事務局の調査研究機能強化、諮問機関設置	無所属						
		ク 議会事務局の拡充（法務・調査スタッフの拡充）	公明党		・政策・法務等における専門的議会スタッフとしての陣容の強化。	・政策・法務等における専門的議会スタッフとしての陣容の強化。	・人件費の増。		
	所管外	議員の身分（第1部会）	ケ 議員はあくまで清潔で、常に住民の中に飛び込んで住民の声や心や知恵をつかみ、それを議員の声、心、知恵として力づくよく代表する心構えが必要（議員必携）（第1部会）	共産党					
情報開示について（第2部会）		オ 議会の情報全面的な公開、委員会の傍聴を完全に自由にする。（第2部会）	共産党						
		カ 請願・陳情などの難解な議会用語を市民にわかりやすくする。（第2部会）	共産党						